**１月23日開催分**

**「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」（案）に係る公聴会**

**公述人の意見と大阪府・市の考え方　【令和４年１月23日開催分】**

|  |  |
| --- | --- |
|  | 公述人１ |
| 区域整備計画（案）に係る意見 | ただいまから評価基準25のギャンブル等依存対策について公述いたします。  まず初めに、大阪府・市の言葉の使い方が間違っていると思います。  ギャンブル依存という言葉なんですけれども、これはアメリカの精神疾患分類のＤＳＭ－Ⅲで、1980年から診断名がつけられたもので病的賭博というものであります。ところが2013年になりまして、ギャンブル依存が使われずにギャンブル障害という言葉に変わりました。  ギャンブル依存とギャンブル障害をどういうふうに違うのかということですけれども、ギャンブル依存には個人の病気という意味合いが非常に強うございます。ギャンブル障害というのは、もちろん病的状態ではありますけれども、社会的な因子によってそれが引き起こされるというような意味合いがあります。  ところで、その社会的因子っていうのは何かということをちょっとご説明します。  アメリカの研究者でジョナスンという人がおりますけれども、彼は社会的因子についてこのようにいろいろ説明しております。例えば、年齢、性別、収入、雇用状況というようなものがありますけれども、それ以外に、カジノのあり方っていうようなことが社会的因子として取り上げられております。例えば、そのカジノのアクセスのしやすさとか、あるいはカジノの内部の知覚操作ですね、雰囲気とか照明とか音とかいったようなもの。  それからもう１つは強化効果っていうのがあります。  これは心理学の言葉で特定の報酬を求めて個人が行為を繰り返すという意味ですけれども、例えばたまさかに、ギャンブルで勝ったとしてもっとこれやったら勝つんやないかということで繰り返していくと。これが強化効果というものであります。そういう強化効果。  それからもう１つは、賭博開始年齢の早さということですね。子どものときにギャンブルを始めた人は早くギャンブル障害に陥ります。  ＩＲは、計画に書いてありますように、全世代の人々に多様なサービスを行うとありますが、子どももやってくるわけです。子どもがやってくる場所でカジノをやっている。これは、おそらく言ったら非常に危険な状態になります。  それからもう１つ社会的因子に、賭博の種類っていうことがあります。  アメリカの研究者のヨハンソンですけれども、彼は賭博の種類が非常にギャンブル依存にギャンブル障害に関係があるというように言っております。  賭博の種類ですけれども、賭博には、テーブルゲーム、ルーレットやカードなどのテーブルゲームと、それからポーカーマシンあるいはスロットマシンなどを使うマシンギャンブリングというのがあります。  彼はこういった機械を使う賭博というのはギャンブル障害発症までの期間が短いと言っております。ところで、大阪府の大阪府・市のＩＲカジノ計画を見ますと、テーブルゲームが470台、マシンが6,400台です。圧倒的にマシンが多いです。これは非常に恐ろしい状態なんですね。マシンギャンブリングがなぜそのギャンブル依存、ギャンブル障害を引き起こすか、ということになるわけですけれども、あの、スザンナ・ナターシャ・ダウシュールという研究者は、これはこういうマシンを作るギャンブル産業は、ギャンブルを行う顧客がゾーンの状態に入りやすい、入ることを狙っているといいます。ゾーンというのは同一の機械で何回も何回も集中的に長時間ギャンブルを行うということです。なぜマシンを使えばゾーンに入りやすいのか、これはマシンだからです。そのように設計できます。勝ち負けの確率をコントロールできる。  あるいは、特にニアミス効果を頻繁に出します。もうちょっとで勝てるんやなというような状態になりますと、ますますカジノに深入りしていきます。  それからまた先ほど申しました、カジノの内部の雰囲気・照明・音なども関係あります。このようなマシンギャンブリングが圧倒的に多い大阪カジノ、これがどんなことを引き起こすか、それは圧倒的なギャンブル障害の人たちの発生なんですね。  既に日本では、公営ギャンブル、パチンコ等で300万から500万のギャンブル障害の人たちがおられます。  その中でさらに新しいカジノを作っていくと。それの持っている意味合いの恐ろしさ、我々が愛着している大阪にカジノを作るということに断固反対いたします。 |
|  | 公述人１ |
| 意見に対する大阪府・市の考え方 | ＩＲは、カジノ施設、ホテル、ＭＩＣＥ施設、レストラン、エンターテイメント施設等、カジノの収益を活用して、多くの集客施設を民間事業者が一体的に整備・運営する複合型の施設であり、民間事業者の活力と創意工夫を最大限に活かす民設民営の事業です。  また、ＩＲは、カジノの収益をＩＲの各施設に還元することにより、新たな国際会議や展示会の誘致をはじめ、ＩＲへの来訪者を大阪府内、関西、日本各地の観光地等へ送り出すことなど、その効果を波及させることが期待されています。  ギャンブル等依存症対策については、ＩＲ事業者は、ＩＲ整備法の定める世界最高水準のカジノ規制を遵守した上で、海外の知見とノウハウを最大限活用して依存防止対策に取り組む一方、大阪府・市は、新たに設置することとしている「（仮称）大阪依存症センター」を中心として、予防から相談、治療、回復支援まで総合的な対策に取り組むこととしています。  カジノ施設の設置及び運営に伴うものだけでなく、既存のギャンブル等を含め依存症問題に正面から取り組み、依存症対策のトップランナーをめざし、万全の対策を講じていきます。  なお、「区域整備計画」（案）における「ギャンブル等依存症対策」という用語については、令和２年12月18日に特定複合観光施設区域整備推進本部が決定した基本方針及びギャンブル等依存症対策基本法に準じて使用しているものです。  また、カジノ施設は、照度等、国が定める技術上の基準を満たす必要があるほか、子どもをはじめとするカジノ施設を利用しないＩＲ利用者への配慮として、カジノ施設への入退場ゲートを限定し、外部から目立たない配置・デザインとすることとしています。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 公述人２ |
| 区域整備計画（案）に係る意見 | 道徳なき経済は犯罪である。  これは、江戸中期の、皆さんよくご存知の二宮金次郎・尊徳の言葉でありますが、今はやりの、子どもでも知っているＳＤＧｓの思想・精神そのものであります。  689年に持統天皇が飛鳥浄御原令において、賭博を犯罪として禁止して以来、1300年間、現在に至るまで我が国では賭博は犯罪であると。禁止されております。  ところが大阪では、2018年にいわゆるカジノ整備法というのが、どさくさに紛れて成立しておりますが、この法案の中で特区として、違法性の阻却要件がきちっと満たされておれば民営賭博も容認しようと。こういう法案なんですが、その内容が阻却要件の内容が決まる前に、既に大阪ではカジノ誘致に一生懸命邁進してきたと、これは非常に特異な奇異なことであります。  まずその本計画の内容なんですけども、このいわゆるＩＲのコンセプト趣旨・目的、麗麗しく書かれております。  施設・ハードの説明もなされてますけども、実は肝心のカジノ事業に関する詳細な説明、あるいは今おっしゃったような中身・実態・運営、こういうことが一切記載されていない。  カジノに関する多くの府民・市民の不安・疑問に答えるような、そういう計画書になっていない、ＩＲという美名で、こういう不安を隠蔽してしまうと、そういう底意がうかがえるような、極めて不誠実そして欺瞞的な計画案であると、こういうふうに思います。  ところがカジノ収入4,200億、総収入の約８割、この金額だけは突然出てまいります。  一体この金額の根拠、そのための運営実態、いかなるものか全く説明がない。  国内外からの年間のカジノ訪問客数、１人当たりの想定賭け金額、カジノ総売上げから、お客にどれぐらいの返還をするのか、その返還率、こういう想定データなしにカジノ収益が4,200億と。いきなり出してきてるこの根拠は何なんですか。  また35年の長期事業計画や、それから土壌汚染、最近問題になっておりますが、軟弱地盤等の将来の貸主側の瑕疵責任について、カジノ事業者とどのような取り決め、話し合いがなされているか、一切これが市会にも公開されていないというふうに聞いております。  そもそも温泉も出ない、全く自然遺産や環境も良くない、そして文化遺産もないこの夢洲に、一体この計画で麗麗しくうたわれているような長期滞在型のリゾート、ＩＲなるものが建設できるのかと、そもそもそこからおかしい。そこに、年間2,000万人もの訪問客が来ると、こういうふうな過大な想定をしておりますが、こんな観光資源もないところに、それだけの人数を集めるためには、まさにこの皆さんの底意にあります、カジノが唯一の頼りなんです。カジノがなければこんなとこ誰も来ません。  つまり、大阪ＩＲ計画を、まさにカジノによるカジノのための公金を使った開発計画なんです。  この点を府側は市側は正直に市民・府民に明らかにする必要があるのではないですか。  もういっぺん言いますが、4,200億円ものＧＧＲを確実に確保するためには、夢洲への訪問客は365日密閉空間の中に閉じ込めて、近隣観光地への回遊どころか、何もＭＩＣＥや、それからエンターテイメント皆さん麗麗しく書いておりますが、こういうところに利用客を回すなんていう余裕は一切ありません。カジノに没頭させないと、これだけの金額は出てまいりません。  周辺地域の１兆円もの経済波及効果は一体これどんな計算をしてるんですか。  近所の商店街に、シャッター下りた商店街にパチンコ屋作ったら周辺が潤う、こういう発想、貧弱な発想と全く一緒で何の根拠もない。  逆に、こういうカジノに６兆円ものお金を、カジノに賭け金で６兆ものお金が必要なんでしょ。4,200億円の売り上げＧＧＲを上げようと思うと、このお金は別のところに、もっと健全な消費や役に立つところにお金が回っておれば、10兆円ほどの波及効果がありますが、これでは全く波及効果がないどころか、カジノによる社会コストの方が高くなって全く経済的な意味がなくなります。  そういう意味で、もう一度よく考えながら、この計画を直ちにそして住民投票、必ずやって意思を確認してください。 |
|  | 公述人２ |
| 意見に対する大阪府・市の考え方 | 日本型ＩＲは、ＭＩＣＥ施設をはじめ、魅力増進施設、送客施設、宿泊施設、カジノ施設等を一体的に整備し、カジノ収益を原動力に国際競争力のある施設とすることで、観光先進国をめざすものであり、ＩＲ整備法や基本方針で定められるこれらの日本型ＩＲの特徴は、大阪ＩＲの前提としています。  カジノ施設の来訪者数については、人口統計や訪日外客統計等の統計情報及び既存ＩＲ施設での実績・知見を踏まえて、国内旅行者（日帰り）、国内旅行者（宿泊）、訪日外国人旅行者別に推計されています。  また、カジノ施設以外の施設については、近畿圏及び日本国内にある既存の施設を参考に施設ごとに推計されています。なお、評価基準17において、推計の考え方・方法等をお示ししています。  さらに、これらの来訪者数を踏まえて売上等が見込まれていますが、「区域整備計画」（案）に記載した以上の詳細な情報については、ＩＲ事業者の知見・ノウハウ・これまでの実績等に基づくもの、また、今後の事業運営に関わる法人の経営上の情報であることなどから、「区域整備計画」には記載していません。  土壌汚染対策、液状化対策等のＩＲ事業用地の土地課題については、大阪ＩＲが国内外から毎年約2,000万人の来場者が訪れる国際観光拠点の核となる大規模集客施設であることから、ＩＲ事業用地としての適性確保が必須であり、そのような土地に起因する所有者としての責任に加えて、大阪臨海部のまちづくりなどの政策的な観点も踏まえ、土地所有者として大阪市が負担することとしています。  なお、大阪ＩＲが事業期間35年間において長期的にめざす姿について、大阪府・市及びＩＲ事業者においてとりまとめた内容が「大阪ＩＲ長期構想」です。  ＩＲ整備法においては、区域整備計画を作成しようとするときは、公聴会の開催など住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないこと、また、国への申請に当たっては、住民の代表である議会の議決を経ることが定められています。  「区域整備計画」（案）については、大阪府・市は、これまでパブリックコメントの実施や公聴会に加えて説明会も開催してきたところです。  今後、「区域整備計画」は、府議会・市会で審議されることとなります。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 公述人３ |
| 区域整備計画（案）に係る意見 | 私は弁護士として、私の事務所や大阪市内で開催しております家族教室などで、これまで多数のギャンブラー、そしてその家族の方々からお話を伺ってきました。  そうした経験を踏まえて、主に依存症対策の観点から、本計画案について意見を述べます。  カジノにはまってやめられなくなって、財産を失い、人間関係や社会関係が破綻し、健康を害し、果ては命を失ってしまうという人は、残念ながら必ず発生します。にもかかわらず、カジノを開設するならば、そういうことが決して生じないように対策をとることが求められるはずなんですが、提案されている依存対策は、次に述べますように、極めて不十分なもので、顧客安全に対する本気度が疑われるものと言わざるを得ません。  １週間３回、１か月10回。  １回当たり日をまたぐことが可能というふうになっておりますけれど、こんなものがのめり込みを抑止し得る制限にはなりません。  家族本人による申し出による入場排除措置は存在します。存在しますけれども、同様の措置が講じられた貸金業における例からしても、その効果は極めて限定的です。ないよりマシ程度の規制に過ぎません。またその要件や効果などその制度の詳細は今もって明らかになっていません。  カジノ場内のＡＴＭ設置が禁じられるってのは当然ですけれど、24時間以内であれば、入退場自由です。場外にＡＴＭが設置されるなら、規制は意味がありません。  カジノによるカジノの賭け金の貸付制度があります。のめり込みを促進するものであり許容されるべきではありません。  貸金業法上の規制の対象外となるというふうにされています。カジノ事業者がギャンブラーが持っている財産、その収奪を意欲する場合にはその実現をする手段として機能することになります。  24時間営業、カジノ場内での酒類提供が認められています。のめり込みを助長するものです。  例えば、シンガポールなどでは生活保護利用者、年金生活者など、入場は制限されています。  ところが、大阪カジノによる構想の中では収入による入場制限は検討されていません。  賭け金額の上限設定制度。提案されていますが、これが任意のものであるということが予想されますけれど、その効果は極めて限定的とならざるを得ません。  計画案によると従業員教育などにより、のめり込みの防止を図るということですが全く実効性がありません。  生体認証技術などによる対策をとるということです。  そんなことを検討するくらいであれば、全賭け行為のＩＤ管理を行って、ＡＩ判定により、のめり込みによる賭けにストップがかかるようにすることの方がより容易かつ確実にのめり込みを抑止することができるはずです。しかしそうしたことは全く検討されていません。  相談体制の充実、各種連携、当然必要です。しかしながら、これらはいずれも弊害が生じてからの対策です。啓発用教育にも限界があります。  結局、最も効果的かつ確実な依存対策は、入場規制・賭け規制ということのはずです。  しかしながら、本計画案においては、国の法制に沿うのみで有効かつ確実なカジノ規制は全く講じられていません。大阪としての独自性も皆無です。本来検討されるべきのめり込みの防止のための各措置は、カジノ事業の利益を損なうものとして扱われているんだろうと思います。  しかも将来、万一看過しがたい弊害が明らかになったときに、カジノ規制を強化したり、あるいは事業そのものの廃止を求めることはおよそできない仕組みになっています。  大阪のギャンブル依存症対策会議も紹介されておりますけれど、その意見が出てもその実現を図る手段がないのです。  カジノ依存対策の充実と、カジノ事業の利益の確保は元々、本質的に対立するものです。  であれば、そのカジノ依存対策の充実を図るために、極めて厳格なカジノ規制を初めから導入するか、その導入を強制する仕組みが必要ですが、計画案ではその努力がハナから放棄されています。  計画案は、カジノ事業の利益の確保のためにカジノ依存対策の充実、すなわち、ギャンブラー、その家族の生命・身体・財産の安全を無視したものであるということがわかります。  このような計画案が登場したのは、経済的に成り立つカジノ事業をどのように設計してもカジノ依存対策はこの程度のものにならざるを得ないということを示しています。  私はギャンブラー、家族の生命・身体・財産を脅かすこの計画案に反対です。  もはやギャンブラーやその家族の生命・身体・財産を脅かすことのないカジノ計画の立案が不可能であるということが明らかになっていますので、その誘致計画そのものを撤回することが必要だと思います。 |
|  | 公述人３ |
| 意見に対する大阪府・市の考え方 | カジノ行為への依存防止対策については、様々な観点からの重層的・多段階的な取組みによって、カジノ行為への依存防止を図ることとしています。  カジノ行為へののめり込みを防止するため、カジノ施設内においてはＡＴＭの設置が禁止されています。また、カジノ施設周辺では貸付機能を有するＡＴＭ、それ以外のＩＲ区域内では新規与信機能を有する貸金業の端末等の設置が禁止されています。  これらの規定は、ＩＲ整備法の定める重層的・多段階的な依存防止対策の取組みとして有効なものと考えています。  顧客への資金貸付については、ＩＲ整備法では、貸金業法とは別に厳格に規制されています。  特定資金貸付は、一定以上の現金をＩＲ事業者に預け入れている者、又は外国人非居住者に認められた限定的なものであり、また、ＩＲ事業者は当該顧客の返済能力を厳しく調査した上で顧客ごとに限度額を定めて貸付けを行うこととなっています。  酒類提供については、関係法令の規定に則り、ギャンブル依存防止の観点からも適切な提供を行うほか、深夜営業については、カジノ行為を長時間連続して行っているなどカジノ行為を行わせることが適当でない顧客には適切に対処を行うこととしています。  なお、酒類提供については、カジノ管理委員会規則において「アルコールの影響により正常なカジノ行為ができないおそれのある顧客に対しては、カジノ行為を行わせないこと」となっており、他にいただいたご意見を踏まえ、ギャンブル依存防止の観点から、適切な酒類提供に関する従業員マニュアルの作成について、「区域整備計画」に追加することとしました。  入場制限については、ＩＲ整備法の法定事項となっており、20歳未満の者や暴力団員等のカジノ施設への入場に対しては禁止規定がありますが、日本人等に対しては入場料の賦課や入場回数制限等の制限措置を講じることとなっています。  また、ＩＲ事業者は、カジノ事業の収益等を活用し、ＩＲ事業の事業内容の向上を図ることとなっており、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うため、ギャンブル等依存症対策の取組みについても強化していくこととしています。  さらに、適正な事業の実施を担保するため、大阪府・市としては、外部有識者等により構成するＩＲ事業評価委員会の設置等、モニタリングの枠組みを構築することとしており、依存症対策についても専門家の知見等も踏まえながら実施状況をチェックし、必要に応じて改善を求めるなど、有効な対策が確実に履行されるよう対応していきます。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 公述人４ |
| 区域整備計画（案）に係る意見 | 今日は今回の計画に対する全般的な私の意見について公述させていただきます。  私は、大阪府および大阪市が夢洲に統合型リゾート、ＩＲと称して、カジノ施設を推進することに大きな危惧を感じています。  ＩＲの中核はカジノと言っても過言ではなく、カジノとは賭博行為に他ならないからです。  賭博行為は様々な害悪を生むことは、1950年11月22日に出された最高裁大法廷判決に明らかであると考えますので、その要点を３つ述べます。  １つ、賭博での偶然の利益を得ることは、怠惰浪費の風潮を生み、健康で文化的な社会の基礎となる勤労の美風を害する、２、賭博は暴行脅迫、殺傷、強盗の原因となり、公共の福祉に反する。３、特に賭場開帳図利罪は、自らが損失を被ることなく、他人に賭博をさせて利益を得る行為のため、より反社会性、反倫理性が強い。カジノはまさしく賭博であり、地域住民の福祉を守ることが使命である行政がこのようなものを推進することは断じて許されません。  大阪府・大阪市は、2017年に施行された特定複合観光施設区域の整備推進に関する法律、いわゆるＩＲ推進法を法的根拠にするのだと考えますが、上記した一般論に加え、この大阪にカジノＩＲが作られることで、地域住民として危惧する点について述べます。  １点目としてギャンブル依存の増加を挙げます。  カジノは典型的なギャンブルであり、一定の依存症患者を生むことは諸外国の例だけではなく、日本でも公営ギャンブルや実質ギャンブルである、パチンコでも悲惨な実例に枚挙のいとまがありません。このようなギャンブル行為を推進することは、地域の荒廃を生み、将来に禍根を残すことは間違いありません。対策として、ギャンブル依存症対策に注力するというのでしょうが、本末転倒であり、話になりません。  ２、軟弱地盤、土壌の汚染に対する対策費用の増大と公費負担についてです。  大阪でカジノＩＲ施設が計画されている夢洲は、地盤が軟弱であること、また土壌が汚染されていることが判明しており、2021年12月19日の毎日新聞の報道で、土地所有者の大阪市が約790億円の対策費用を負担するとあります。  これまで、夢洲と同様の咲洲や舞洲といった埋立地を売却したり賃貸する際、土壌汚染対策などの費用を市が負担しないことを原則としてきたのに、夢洲のカジノＩＲについては例外的に原則が放棄された形です。それがなぜなのか、府・市は理由を明確にせず逃げているのではないですか。  今後、土地改良のための費用負担を公費で負担することが前提となり、更なる費用の増大の可能性も否定できないと考えます。  ３点目は、カジノＩＲ誘致による経済効果は本当にあるのかという点について述べます。  現在、新型コロナウイルスの世界的な感染は３年目を迎え、オミクロン株の感染が止まらない状況です。  松井大阪市長が胸を張ったカジノＩＲの経済効果は年１兆2,000億円の根拠となる試算はどれだけ現実性があるのでしょうか。コロナ禍で世界のカジノ産業の利益は低下しており、夢洲で計画されているカジノＩＲの収益性についても厳しく吟味されねばなりません。  私は少なくともコロナ収束が確実に見通せるまで計画は凍結し、コロナ収束後に議論を続けるのが最も現実的な選択であると考えます。  以上述べましたように現在の状況でカジノＩＲ計画を強行することは天下の愚策であると断言したいと思います。  今日お集まりの皆さんにおいても、お帰りになった後、ご家族ご友人ご隣人の方々と大阪にカジノができたときに、大阪がどうなるか議論していただきたいと思います。 |
|  | 公述人４ |
| 意見に対する大阪府・市の考え方 | ＩＲは、カジノ施設、ホテル、国際会議場、展示場、レストラン、エンターテイメント施設等、多くの集客施設を民間事業者が一体的に整備・運営する複合型の施設であり、民間事業者の活力と創意工夫を最大限に活かす民設民営の事業として、ＩＲへの集客やカジノ収益を通じた観光や地域振興、国・自治体の財政の改善に寄与することが期待されています。  また、ＩＲ整備法においては、カジノ収益の社会還元を通じた公益の実現、カジノ収益の不当な部外流出の防止等「８つの検討の観点」を踏まえて立案されており、全体として、刑法の賭博に関する法制との整合性が図られているとされております。  ギャンブル等依存症は、カジノがない現在においても喫緊に取り組むべき重要な課題であり、ＩＲ誘致を契機に、既存のギャンブル等を含め依存症問題に正面から取り組み、依存症対策のトップランナーをめざし、万全の対策を講じていきます。  大阪港湾局においては、これまでは、瑕疵担保、契約不適合責任を負わないという特約を付した上で、一般競争入札により価格競争のうえ、土地売却等を実施しています。  一方で、ＩＲの事業者公募については、賃料は固定した上で、ＩＲ用途に限定し、事業者からＩＲ事業の提案を求めるスキームで、これまでの瑕疵担保責任等を負わないとしてきたスキームとは異なるものです。  また、賃料設定に土壌汚染・液状化の要素は考慮していませんが、これまでと異なり公募段階で土壌汚染の基準超過・液状化層の存在が判明し、非常に大きな影響が見込まれることから、対応が必要となっているものです。  土壌汚染対策、液状化対策等のＩＲ事業用地の土地課題については、ＩＲは国内外から毎年約2,000万人の来場者が訪れる国際観光拠点の核となる大規模集客施設であることから、ＩＲ事業用地としての適性確保が必須であり、そのような土地に起因する所有者としての責任に加えて、大阪臨海部のまちづくりなどの政策的な観点も踏まえ、土地所有者として大阪市が負担することとしております。  負担に当たっては、令和４年２・３月大阪市会において、債務負担行為（限度額）をお諮りした上で、適切に事業を実施していきます。  新型コロナウイルス感染症の影響により、観光産業は厳しい状況ではありますが、ワクチン接種等により感染が一定程度収束すれば、観光需要も中・長期的には回復していくものと認識しています。  また、経済波及効果については、評価基準18でお示ししています。  「区域整備計画」（案）に記載した以上の詳細な情報については、ＩＲ事業者の知見・ノウハウ・これまでの実績等に基づくもの、また、今後の事業運営に関わる法人の経営上の情報であることなどから、「区域整備計画」には記載していません。  なお、経済波及効果の算定方法にかかる解説資料をホームページで公表していますのでご参照ください。（<https://www.pref.osaka.lg.jp/irs-suishin/kuikiseibikeikaku/index.html>） |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 公述人５ |
| 区域整備計画（案）に係る意見 | 私のカジノ依存症について、やはり反対の立場から、触れたいと思います。  地方公共団体の役割は、住民の福祉の増進を図ると、地方自治法にうたわれています。  今回のＩＲカジノの事業を、大阪府・市が後押しすることは、この住民の福祉の増進にならないと考えます。  １月７日の説明会では、国際会議場やホテルなどのメリットが強調され、カジノについては付け足しのように説明されました。しかし収支計画では、年間売上5,200億円のうち4,200億円がカジノ売上です。カジノ抜きでＩＲは成り立ちません。今回のＩＲ計画は、カジノ計画だと言わざるを得ません。  ですから、カジノを誘致するかどうかの是非を問うことがＩＲの是非を問うことにもなると思います。カジノは賭博です。本来賭博は禁止されています。  なぜなら賭博には犯罪がつきものですし、ギャンブル依存症も生み出します。  また賭博ですから、カジノ自体は新たな富を何も生み出しません。誰かが得して誰かが損する。損した人が一定の割合の人を不幸にします。治安問題も起こります。  いくらカジノ収益を福祉に回すといっても、住民を病気や不幸にする種をまくことに、大阪府・市が行ってはならないと考えます。地方自治法の住民の福祉を増進する地方公共団体の役割にも反し、人道にも問題のある行為だと言わざるを得ません。  現在、日本のギャンブル依存症の患者は300万人を超えると言われています。  １月７日の説明会では、大阪のカジノでのギャンブル依存症の発生率は試算されていないとのことでしたが、ギャンブル依存症対策として一定の財政支出を想定してますから、大阪府・市はカジノによるギャンブル依存症が一定発生する。そういうことを容認した上で行っています。本当にそれでいいのでしょうか。私本当に知事の見解を聞きたいと思っています。  私はかつて生活保護のケースワーカーをしていました。  その時何人かのギャンブル依存症の方と出会いました。  ある女性はパチンコを止められず、生活保護に入るとすぐパチンコ屋に駆け込み、保護費の大半を数日で使い果たす生活を続けていました。  保護を受ける前に、ギャンブル依存症になり、離婚し、シングルマザーになっていました。  パチンコ漬けで、子どもに十分な食事も与えられない中で生活保護になり、一時的に子どもを行政が保護することになりました。  本人にも、子どもにも大きな悪影響が生じ、人生が大きく変えられました。  子どもと一緒に生活したい、パチンコをやめると何度も何度も言っていました。  そのような状態を変えようと思っても、短期的にはパチンコをやめましたが、ちょっとしたきっかけでパチンコを再開しました。  それがギャンブル依存症の怖さです。自分の力だけではどうにもならないのです。  治療のためには、多くの人と支援が必要となります。  当初は家族も依存を克服しようと協力してくれたそうです。しかし長引くと、家族も匙を投げる。本人は家族から見放され、孤独になり、自暴自棄になることもあったとも言っています。  私はパチンコは生活を壊し、家庭崩壊を招くことに痛みと怒りを覚えました。  カジノは事業者がお金を貸すこともでき、滞在時間も長時間になり、賭け金も大きく、ギャンブル依存症はパチンコと比べても深刻な被害をもたらすのではないでしょうか。  大阪府・市は病気になること、人を不幸にすることに手を貸す加害者になるのです。ギャンブル依存者は自己責任だ、では済まされません。  依存症になった人、家族崩壊を起こした人に、大阪府・市はどう責任をとるんでしょうか。いくら対策を強化しても、家庭崩壊などを起こした人には責任は取りようがないでしょう。  ギャンブル依存症対策だけでなく、治安対策や、風俗環境対策、青少年対策を行うとのことです。治安も地域の環境も青少年に悪影響を及ぼすことを前提として、カジノ事業を行うとしています。  そのような対策にお金を使っても、利益の方が多いからそれでいいんだ。これは盗人の論理と一緒です。十分に寄り添った温かい行政とは言えないと思います。住民を病気にし、不幸にする事業は犯罪だと思います。  カジノをつくらなければ、依存症や治安など新しい対策は必要ありません。市民の命と生活を守るのが自治体の役目です。その自治体が病気を作り、住民を不幸にすることの後押しをして金儲けしてはなりません。カジノＩＲ計画は即刻中止すべきです。 |
|  | 公述人５ |
| 意見に対する大阪府・市の考え方 | ＩＲは、カジノ施設、ホテル、ＭＩＣＥ施設、レストラン、エンターテイメント施設等、カジノの収益を活用して、多くの集客施設を民間事業者が一体的に整備・運営する複合型の施設であり、民間事業者の活力と創意工夫を最大限に活かす民設民営の事業です。  また、ＩＲは、カジノの収益をＩＲの各施設に還元することにより、新たな国際会議や展示会の誘致をはじめ、ＩＲへの来訪者を大阪府内、関西、日本各地の観光地等へ送り出すことなど、その効果を波及させることが期待されています。  ギャンブル等依存症対策については、ＩＲ事業者は、ＩＲ整備法の定める世界最高水準のカジノ規制を遵守した上で、海外の知見とノウハウを最大限活用して依存防止対策に取り組む一方、大阪府・市は、新たに設置することとしている「（仮称）大阪依存症センター」を中心として、予防から相談、治療、回復支援まで総合的な対策に取り組むこととしています。  カジノ施設の設置及び運営に伴うものだけでなく、既存のギャンブル等を含め依存症問題に正面から取り組み、依存症対策のトップランナーをめざし、万全の対策を講じていきます。  治安・地域風俗環境対策や青少年対策については、ＩＲ事業者は、自主的かつ万全の防犯・警備体制を構築するとともに、大阪府・市、大阪府公安委員会及び大阪府警察は、犯罪の発生対策、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成等に万全を尽くしていきます。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 公述人６ |
| 区域整備計画（案）に係る意見 | 大阪市民で大阪府民なんですけれどもカジノ、これ本当にひどい犯罪の場ですよ。賭博場を作るわけですからね。まずその全体の概念がまず間違ってるから、即時やめるべきだと思います。  これは発言されてる方も含めて、それから質問にきても、カジノの問題点ばっかりが出ます。ところが勝手に進めてるわけじゃないですか。  府と市が、行政が、これおかしい。当然府民と市民の声を聞いた上で決めなければいけないと思います。だから住民投票するべきですよ、絶対するべきだと思います。  すでに大阪市議会で住民投票をすると自民党の議員団が言ってるじゃないですか。  しかし、大阪市、ぜひやりましょう。もう１つ、大阪府の住民投票もするべきです。  だって、どう考えても大阪市民の税金から3,000億円4,000億でしょ、大阪府民の税金から、ざっと計算しても1,300億ぐらい使うんですよ。それなんでそんな勝手に使うんです？そんな重大なことを、意見も決まりかけみたいなところで、ちょっと聞いて終わり、そんな話はないわけで。だから住民投票するべきです。  大阪市と大阪府それぞれで住民投票するべきです。その上で決めるべきだと思います。  それから大阪府・市の本当に、この統合型リゾートとかＩＲ型カジノ、本当実際カジノをやると。カジノが生み出すその利益でやっていくんだと。カジノその利益を生み出すカジノのための施設の計画です。だから、カジノを作るためＩＲっていう形でやってるに過ぎないわけで、カジノなんかもやってます。本当これ、賭博なんですよね。本来刑法で禁止されてるものですね。個人でやってはいけないものですね。何でこれを私達の税金で大阪府・市がやるんですか。まずこれがまず間違ってるということです。これは反社会的行為ですよ。  それからあのカジノを含む賭博が必ず依存症もっと正確には最初でありましたけど一応依存症と言っておきます。依存症を生み出して、個人の生活も人生も体ももうすぐに破壊していくわけでしょ。  だから依存症って何か少し風邪をひいて薬飲んだら治る、そんなもんじゃないじゃないですか。実際、これ説明会で出たんすけど、カジノでどれぐらい依存症出るかどうか教えてくださいって言ったら、そちらの方で記録が出てますから読んでみると、「どれぐらい増えるかということにつきましては、やはり算出は難しいから、わからない。」と言ってるんですよ、そんなの馬鹿だと思います。それなのに、依存症対策いくらか予算つけますなんてそんな話も何もならないじゃないですか。  さらに、完全に抑え込めるかどうかということはできないでしょうということについて、「私のここで見解を申し上げる立場にはないから」という立場でもない人が答えてるんですよ。無責任でしょそんなもん。そんな私達の税金、あの給料もらって何やってるんですかという話じゃないですか。本当私あの怒りを持っています。  で、あの本当にカジノを含めた賭博が必ず本当に依存症を生みだすし、個人の生活・人生は本当に破壊すると思います。で、カジノを、依存症で対策してやっても、完全治癒する人何％いるんですか。ほとんどいないと言われてるでしょ。これ専門家もそう言われてるはずですよ。  初めから病人が多数出て、そしてカジノ依存症で破産したりとかね。一家離散とかね、あるいは犯罪をやって追い込まれていくとか、あるいは自殺まで及ぶわけですよ。  で、シンガポールの例とか出てますけどね。依存症になる人が、例えば1万7,000人ぐらい出てると。それで依存症になって生涯で自殺行為をやる、最終的に命を失うかどうか、こういうのが40％とかいるんですよ。そんなもの何でやるんですか。  まず本当にそれは許せないことというふうに思います。  もちろん治安は悪くなる。だからこそ、警察を増員すると言ってるわけでしょ。そんな馬鹿な話は、犯罪が起こるから警察を作る、そんなものもそもそも作るのがおかしいわけですね。こんな非常に大規模事業があるにもかかわらず、環境影響評価もやらないし。  そして万博に金使いまくってさらにこんなふうにむちゃくちゃお金を使いまくるような、このような問題、本当に許されないというふうに思います。  大阪府・市でカジノ推進のために人員配置とか人件費をもう、もう初めからもどんどん使ってるわけですね。そんなことも、もうこれだけ使いますということも、言わないし、またもや、大阪市で790億円を本来これは出さなくてもいいのに出しますよと平気で言うてると。本当にこれ背信行為でしょこういうものは。そういうことは本当に言えるというふうに思うんですね。  ですから、本当にカジノというのは、まずカジノそのものが犯罪で依存症が生み出されるし、それもどれぐらい出るかもまともに考えてもいないと。  対処法も打ちようがないことになるし、しかも、命を奪うようなことになっていくような人を生み出すと。初めからそういうことわかってるんですから、ぜひこれやめるべきです。本当に皆さんとかの住民投票やるべき、これちゃんと大阪府知事と大阪市長に要請してください。 |
|  | 公述人６ |
| 意見に対する大阪府・市の考え方 | ＩＲは、カジノ施設、ホテル、国際会議場、展示場、レストラン、エンターテイメント施設等、カジノの収益を活用して、多くの集客施設を民間事業者が一体的に整備・運営する複合型の施設であり、民間事業者の活力と創意工夫を最大限に活かす民設民営の事業として、ＩＲへの集客やカジノ収益を通じた観光や地域振興、国・自治体の財政の改善に寄与することが期待されています。  また、ＩＲ整備法においては、カジノ収益の社会還元を通じた公益の実現、カジノ収益の不当な部外流出の防止等「８つの検討の観点」を踏まえて立案されており、全体として、刑法の賭博に関する法制との整合性が図られているとされています。  ギャンブル等依存症対策については、ＩＲ事業者は、ＩＲ整備法の定める世界最高水準のカジノ規制を遵守した上で、海外の知見とノウハウを最大限活用して依存防止対策に取り組む一方、大阪府・市は、新たに設置することとしている「（仮称）大阪依存症センター」を中心として、予防から相談、治療、回復支援まで総合的な対策に取り組むこととしています。  カジノ施設の設置及び運営に伴うものだけでなく、既存のギャンブル等を含め依存症問題に正面から取り組み、依存症対策のトップランナーをめざし、万全の対策を講じていきます。  治安・地域風俗環境対策や青少年対策については、ＩＲ事業者は、自主的かつ万全の防犯・警備体制を構築するとともに、大阪府・市、大阪府公安委員会及び大阪府警察は、犯罪の発生対策、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成等に万全を尽くしていきます。  環境影響評価については、今後、大阪市環境影響評価条例に基づき、ＩＲ事業者により、事業の進捗にあわせ、環境影響評価（環境アセスメント）を実施することとしており、事業計画が環境にどのような影響を及ぼすのかを調査・予測・評価し、その結果を公表して、学識経験者等で構成する専門委員会や住民等の意見を聴きながら、その環境の保全や創造について適正な配慮を行うこととなっております。  土壌汚染対策、液状化対策等のＩＲ事業用地の土地課題については、大阪ＩＲが国内外から毎年約2,000万人の来場者が訪れる国際観光拠点の核となる大規模集客施設であることから、ＩＲ事業用地としての適性確保が必須であり、そのような土地に起因する所有者としての責任に加えて、大阪臨海部のまちづくりなどの政策的な観点も踏まえ、土地所有者として大阪市が負担することとしています。  ＩＲ整備法においては、区域整備計画を作成しようとするときは、公聴会の開催など住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないこと、また、国への申請に当たっては、住民の代表である議会の議決を経ることが定められています。  「区域整備計画」（案）については、大阪府・市は、これまでパブリックコメントの実施や公聴会に加えて説明会も開催してきたところです。  今後、「区域整備計画」は、府議会・市会で審議されることとなります。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 公述人７ |
| 区域整備計画（案）に係る意見 | ちょっとその趣旨のちょっと１つ前に皆さん、職員の皆さんに今日来られてるね、大変ご苦労さまでございます。なんせ皆さんの上に立ってる府知事とか市長が、あの、まあいろんな形でやりはるんで皆さんそれ仕事やからしゃあないんだけど、ちょっと大変やなと言って同情しているところでございます。じゃあ今から本論に入ります。  本論としてはこれまで公営のギャンブルというやつ、あるいはパチンコなどの民間の遊技施設と言われてるやつなんですけども、これはご存知のように一定の制約で規制をされてきました。あの例えば文教地区はあかんでとかね。教育施設の何メーター以内は駄目よとかいういろんな形の規制があったというのは皆さんご存知のとおりだと思います。  ここはいわゆる日本がどんな国かという関係なんですけども健康で文化的な生活をする国民の権利というものがあります。これご存知と思います。憲法でいうと25条になるんですか。ここのめざす趣旨と、いわゆるギャンブルの持つ実態とは事実上は相入れないというところで、そういう規制が行われてきたというふうに私は思います。  新自由主義的な、成長戦略と言われているものがあるんですけど、ここでは一言で言うと規制改革とか、あるいは民営化ということがよく言われます。  これについても賛否があろうと思うんですけれども、ただギャンブルの民営化という今回の部分についてはちょっと一般的な規制改革の部分とは混ぜこぜにしない方が僕はいいと思います。慎重にせい、ということですよね。  ギャンブルの民営化そのものについては皆さんご存知のように、国で決めはったことです。  ただし、大阪にそのギャンブルを持ち込んでくるというふうなことについては、これはやっぱり大阪の問題です。  カジノ自体はＩＲの一部であってカジノ誘致そのものの問題ではないんだと、ＩＲなんだということを言われるんですけれども、しかし、カジノの持っている集客力、あるいは収益力ということがなかったら、果たしてＩＲのビジネスモデルは成り立つだろうかと。  僕はそう思います。例えば、カジノがないようなＩＲを公募して応募する企業があるというふうに思えないというところだと思います。  その次、要するにこのビジネスモデルと言われているもの自体は僕に言わせるとカジノテーマパークというふうに呼んでいいと思うんですけども、これを組み立てられたものだというふうに見えます。言葉を換えたら、カジノ企業の収益を見込んだ取組みと。ちょっと柄を悪くというか庶民の言葉で言うたら要するに、カジノ企業の商売やんかということだと思います。夢洲自体は公共財ですよね。  公有財というか公共財ですよね、つまり、市民の財産そのものです。  本質的問題は、夢洲というような公共財を１つのカジノ企業に提供する権限がほんまに行政にあるの？と、いうことだと僕は思います。カジノに反対する危惧する意見で今まで縷縷述べてこられました中にもありましたようにごっつい多くの分野に及んでいます。  仮に、流通企業にこの夢洲を提供するんやというふうなことを、もう大阪が言いはったら、これには府民とか市民の賛否が大きく割れることは僕はないと思います。  カジノに公共財を提供する。それから、それが要はその孫とか子どもとかの世代まで、カジノが大阪に残るということ自体を危惧されることが賛否の意見の分かれになってるというのが、僕の見ているところです。  吉村さんも松井さんもＩＲカジノは成長戦略や、というふうにおっしゃってます。成長戦略と言われたらそうかなというふうな人も居ると思うんだけども、僕は成長戦略を語るというときには、誰にとってのどのような成長なのかということを見ることだと思います。  市民とか住民とか庶民の暮らしが豊かになるということにつながらないような成長というのはまやかしだということだと思います。果たしてＩＲカジノ誘致はどちらなんでしょうかというところだと思います。  結論です。ＩＲカジノについては２つの問題を抱えていると思います。  １つは、府民市民の賛否が分かれる問題です。  もう１つは、公共財をカジノ企業に提供する問題です。  進めたいのであれば、まず主権者である府民市民の同意を得ることが求められると思います。ＩＲカジノ誘致は本来、吉村さんとか松井さんが率先して住民投票を行うものだというふうに思います。例えば議会の多数が賛成した問題であっても、直接の民意とは食い違ってる事実というのはもうご存知の大阪では都構想の住民投票で２回も分かれてたという経験があるんじゃないですか。  そういうことで言えば、今回の問題も議会だけで独走に走るというのはあかんと思います。  府民市民の賛否を問うことは、行政の義務やというふうに思います。  そういう意味で、ＩＲカジノ誘致に関する住民投票の計画化実施を求めたい、いうふうに思います。 |
|  | 公述人７ |
| 意見に対する大阪府・市の考え方 | ＩＲは、世界中から新たに人、モノ、投資を呼び込み、非常に大きな経済波及効果が見込まれるとともに、大阪の成長に大きく資するものです。  また、ＩＲはポストコロナにおいてインバウンドを拡大させ、観光立国を実現するために必要不可欠なものであり、コロナ終息後の日本経済をけん引し、大阪・関西の持続的な成長のエンジンとなるものです。  夢洲は、豊富な観光資源を有する関西の中心に位置し、空港や都心からも近く、また、大きな投資を呼び込める広大な土地を有しており、ＩＲを中核とした新たな国際観光拠点として、優位性の高い地区であると考えています。  大阪府・市としては、コロナを乗り越え、そして成長する大阪に向けて、引き続き、大阪・夢洲における世界最高水準の成長型ＩＲの実現に取り組んでいきます。  ＩＲ整備法においては、区域整備計画を作成しようとするときは、公聴会の開催など住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないこと、また、国への申請に当たっては、住民の代表である議会の議決を経ることが定められています。  「区域整備計画」（案）については、大阪府・市は、これまでパブリックコメントの実施や公聴会に加えて説明会も開催してきたところです。  今後、「区域整備計画」は、府議会・市会で審議されることとなります。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 公述人８ |
| 区域整備計画（案）に係る意見 | 公聴会は、通常の説明会と違い住民の意思を反映する場だということですので、今日気になった内容はぜひとも生かしていただきたいというふうに、まずお願いしたいと思います。  さて、廃棄物を埋め立てた人工島に大きな建造物を建てるため、液状化と土壌汚染対策工事が必要になり、その工事費として790億円を市が負担すると知り、驚いています。  液状化現象が起こりやすいだけでなく、地中に国の基準を超えるヒ素、フッ素が存在することを判明したとのこと。土壌改良が必要なことが今頃わかったのか。事前調査の不十分さ、利用に対する無責任な姿勢には本当に怒りを感じております。  私は27年前阪神淡路大震災のとき、大阪府の外郭団体で公共住宅の建設監理の仕事をしてました。大阪府下でも随所に被害があり、初めて液状化の深刻さを知りました。  地盤は開発の基本です。自然を馬鹿にしてはなりません。  この間、説明会で、この事業の具体的内容を知りました。また、夢洲のボーリングデータ等を調べました。夢洲はＩＲ敷地としては適地でないと確信しております。  ご存知のように、液状化現象は地震の揺れを受け、地盤が液体状になってしまいます。建物の沈下だけでなく、道路からの水道管やマンホールが浮き上がり、断水が発生して生活ができなくなります。  夢洲は海岸沿いに近い埋立地であり、本当に液状化が起こりやすい要件が整っているわけです。また、震度５以上の長い揺れが続くと、被害が本当に拡大します。危険な場所です。  必ず来ると言われている東南海地震に襲われたら、本当に人工島はどうなるのでしょうか。  他人事ではありません。  総客室数2,500室、年間約2,000万人もの不特定多数の来訪者を想定している計画は、防災計画も十分できるはずありません。本当に危険です。  東日本大震災で東京湾を埋め立てで実施した幕張地区。  東日本大震災のときに、オフィス街や幕張駅などが地割れで、地下水や土砂が噴出したことを本当に教訓にしていただきたいと切に願います。  大阪府知事・大阪市長は誘致を決めた以上、ＩＲが成り立つ土地を提供するのが市の責務との姿勢ですが、事業者に対して、建造物に耐える地盤をどこまで保障するのでしょうか。  運営開始後の保障は具体的にどこまでするのでしょうか。  そのためにいくら税金が必要なのでしょうか。現段階で、見通しの説明はされていません。  市民に説明できない内容なのでしょうか。非常に不信を持っております。  税金の行き当たりばったりの無駄遣いの可能性が多き無責任な事業です。  この事業自体が賭博的な要素を含んでおります。  市民に対して責任を果たす事業とは到底思えません。  住民投票なりで市民の声を聞いてください。  最後ですが、本事業は凍結してください。  ゴミ処理場としての役割を含めた夢洲に適した用途を一から考え直していただきたい。  強く訴えて公述とします。今ならまだ間に合います。 |
|  | 公述人８ |
| 意見に対する大阪府・市の考え方 | ＩＲは、カジノ施設、ホテル、ＭＩＣＥ施設、レストラン、エンターテイメント施設等、カジノの収益を活用して、多くの集客施設を民間事業者が一体的に整備・運営する複合型の施設であり、民間事業者の活力と創意工夫を最大限に活かす民設民営の事業です。  また、ＩＲは、カジノの収益をＩＲの各施設に還元することにより、新たな国際会議や展示会の誘致をはじめ、ＩＲへの来訪者を大阪府内、関西、日本各地の観光地等へ送り出すことなど、その効果を波及させることが期待されています。  土壌汚染対策、液状化対策等のＩＲ事業用地の土地課題については、大阪ＩＲが国内外から毎年約2,000万人の来場者が訪れる国際観光拠点の核となる大規模集客施設であることから、ＩＲ事業用地としての適性確保が必須であり、そのような土地に起因する所有者としての責任に加えて、大阪臨海部のまちづくりなどの政策的な観点も踏まえ、土地所有者として大阪市が負担することとしています。  負担に当たっては、令和４年２・３月大阪市会において、債務負担行為（限度額）をお諮りした上で、適切に事業を実施していきます。  なお、実施協定や事業用定期借地権設定契約等の契約については、区域認定以降に締結することとしています。  ＩＲ整備法においては、区域整備計画を作成しようとするときは、公聴会の開催など住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないこと、また、国への申請に当たっては、住民の代表である議会の議決を経ることが定められています。  「区域整備計画」（案）については、大阪府・市は、これまでパブリックコメントの実施や公聴会に加えて説明会も開催してきたところです。  今後、「区域整備計画」は、府議会・市会で審議されることとなります。  夢洲の土地利用については、大阪府・市、経済界で取りまとめた夢洲まちづくり構想において方向性を示しており、ＩＲ区域を含む夢洲中央部は、大阪の経済成長をけん引する新たな国際観光拠点の形成を図ることとしています。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 公述人９ |
| 区域整備計画（案）に係る意見 | 私はこの公述テーマのうち、住民合意の問題について意見を述べたいと思います。  カジノＩＲは大阪府にとって大きなマイナスの要因となる施設だと思います。  そこで、各地で今まで迷惑施設とされる、例えば原子力発電所や火力発電所、それから米軍基地、産業廃棄物の処理場、ゴミ焼却場や競馬場、あるいは、環境を大きく変える大規模施設、例えば吉野川のダムみたいなものも、これを作る際に、環境アセスメントだけではなく、過去には、各地で地元住民の全員が直接に賛否を表明する場、機会である住民投票の機会が作られてきました。  そして、大阪市の特別区への再編を実行するかしないか決める際の、都構想の問題のときには、２回にわたり住民投票、これは大阪市民が対象でしたけれども、これを行って、実行するしないを決定してきた経過があります。  これはとても住民一人一人が自らの生活と、そして主権者としての意思表示の発露、特に地方自治に関わって、自らの意見が直接に表明される大事な場所であり、有効だったと思っています。この住民投票をぜひ、このカジノ建設の機会にも、実行していただきたい。  住民が賛否を直接投票するための機会を、住民、地元住民の合意の手続きの１つとして生かしていただきたいと思っております。  カジノ・ギャンブルの中毒を持ち込むという可能性と、そして万博とカジノを組み合わせて夢洲周辺整備の名目でのアクセス道路や地下鉄など、国や大阪市、大阪府合計で１兆円に近い税金を投入されるとも聞いています。  当然カジノＩＲに関わる住民の疑問は大きいと思います。  私は周りの人から聞く限り、カジノを喜んでいる人はとても少ないです。  多くの方は、常識として、博打はよくない。道徳的に良いのか。  パチンコでもあまり歓迎されるものではない、という気持ちでいます。  私自身もパチンコ以前少しやったことはありますが、お金を儲けるにしても、スってしまうにしても、それで幸せになった楽しかったという覚えはあまりありません。  やはり後味の悪いところは残ります。  カジノは周りの人たちにとっては間違いなく迷惑施設です。  多くの人が疑問と疑念を持っています。  そこで選挙と別にこのカジノの賛否を問うてください。  間接民主主義の手続きではすくい取れない民意があります。  今まで大阪府はカジノについては、いろいろな場所、大学も含めて１万1,000人の人に説明会をしてきたとホームページで拝見しましたが、880万人の中の１万人、１万1,000人程度では住民の府民に説明したというわけにはいかないと思います。  まず、大阪府有権者全員が、しっかりと意思表示をする機会としての場を作ってほしいです。  そのためにもぜひ大阪府民を対象にした住民投票の機会を大阪府が国にこのカジノ申請を出す前に、行っていただきたいです。 |
|  | 公述人９ |
| 意見に対する大阪府・市の考え方 | ＩＲは、カジノ施設、ホテル、ＭＩＣＥ施設、レストラン、エンターテイメント施設等、カジノの収益を活用して、多くの集客施設を民間事業者が一体的に整備・運営する複合型の施設であり、民間事業者の活力と創意工夫を最大限に活かす民設民営の事業です。  また、ＩＲは、カジノの収益をＩＲの各施設に還元することにより、新たな国際会議や展示会の誘致をはじめ、ＩＲへの来訪者を大阪府内、関西、日本各地の観光地等へ送り出すことなど、その効果を波及させることが期待されています。  大阪の更なる成長に向け、懸念事項対策について万全の対策を講じた上で、ＩＲの実現をめざしていきます。  ＩＲ整備法においては、区域整備計画を作成しようとするときは、公聴会の開催など住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないこと、また、国への申請に当たっては、住民の代表である議会の議決を経ることが定められています。  「区域整備計画」（案）については、大阪府・市は、これまでパブリックコメントの実施や公聴会に加えて説明会も開催してきたところです。  今後、「区域整備計画」は、府議会・市会で審議されることとなります。 |